

平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等マニュアル
 主な変更等の履歴

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
1-1	平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点	5. ゼロ・エネルギー住宅は <u>着工許可書に記載の日付以降</u> に着工が可能となります。	5. <u>グループ募集時からの変更として</u> 、ゼロ・エネルギー住宅は <u>採択通知の日付以降</u> に着工が可能となります。	変更	2018/8/9
1-5	2. 2. 1 木造住宅について (2) ③ ii)	詳しくは、マニュアル第 4 章を確認してください。	詳しくは、マニュアル第 3 章を確認してください。	修正	2018/8/9
1-5	2. 2. 1 木造住宅について (4)	<u>ゼロ・エネルギー住宅は着工許可書に記載の日付以降、その他の住宅・建築物は採択通知に記載の日付※3 以降に着工</u> （根切り等の着手）が可能です。	<u>採択通知の日付以降に着工※3</u> （根切り等の着手）が可能です。	変更	2018/8/9
1-5	2. 2. 1 木造住宅について ※1	ただし、建売住宅の場合は、交付申請する事業者が <u>当該住宅の施工事業者であることに加え</u> 、宅地建物取引業の免許保有者であることが必要です。	ただし、建売住宅の場合は、交付申請する事業者が宅地建物取引業の免許保有者であることが必要です。	修正	2018/8/9
1-7	木造建築物の要件に関する補足	<u>・床面積は、建築基準法の床面積算定の考え方に従い原則壁芯による算定とし、壁、屋根で囲まれた補助対象部分が 55 m²以上である必要があります。(11 行目以降)</u>	—	追記	2018/8/9
1-9	2. 3. 1 木造住宅について (1) ※1	「 <u>補助金活用の実績</u> 」の該当事業名は、以下の a から e までが対象となります。なお、a から d までは補助金の交付実績で判断し、e は交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。 a) <u>平成 27 年度地域型住宅グリーン化事業</u> b) <u>平成 27 年度地域型住宅グリーン化事業（補正）</u> c) <u>平成 28 年度地域型住宅グリーン化事業</u> d) <u>平成 28 年度地域型住宅グリーン化事業（補正）</u> e) <u>平成 29 年度地域型住宅グリーン化事業</u>	「2. 4. 1 木造住宅について」表 1 ※1 参照。	修正	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
1-10	2. 3. 1 木造住宅について (2)	・・・・・・10万円単位で <u>設定</u> できます。	・・・・・・10万円単位で <u>加算</u> できるものとします。	修正	2018/8/9
1-10	2. 3. 1 木造住宅について (2)	※高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の改修においては改修した部分の主要構造材の過半	—	追記	2018/8/9
1-10	2. 3. 1 木造住宅について (3)	・・・・・・10万円単位で <u>設定</u> できます。	・・・・・・10万円単位で <u>加算</u> できるものとします。	修正	2018/8/9
1-10	2. 3. 1 木造住宅について (3)	※高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の改修においては新設により要件を満たした住宅、かつ新規設置した設備の掛かり増し費用相当額	—	追記	2018/8/9
1-11	2. 4. 1 木造住宅について	<u>施工事業者1社あたりが受けられる補助金額の上限は、</u> 採択されたグループに対する配分額の範囲内で次の表1の通りとします。ただし、地域材加算及び三世同居加算を <u>活用する場合の加算額</u> は、それぞれ <u>表1</u> に別途加算できるものとします。	採択されたグループに対して割り当てられた配分額の範囲内で次の表1の通りとします。ただし、地域材加算及び三世同居加算はそれぞれの <u>配分額の範囲内</u> で別途加算できるものとします。	修正	2018/8/9
1-11	2. 4. 1 木造住宅について 表1 ※1	<u>2. 3. 1 (1) の※1参照</u>	「補助金活用の実績」の該当事業名は、以下のa からe まだが対象となります。なお、a からd までは補助金の交付実績で判断し、e は交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。 a) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業 b) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業（補正） c) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業 d) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業（補正） e) 平成29年度地域型住宅グリーン化事業	修正	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
1-11	2. 4. 1 補助金活用の留意点 2つめの“.”	・特別加算措置枠は、三世代同居の要件を満たす住宅であっても、三世代同居加算を <u>活用しない場合は対象となりません</u> 。	・特別加算措置枠は、三世代同居の要件を満たす住宅であっても、三世代同居加算の適用を受けない場合は活用することはできません。	修正	2018/8/9
1-11	2. 4. 1 補助金活用の留意点 5つめの“.”	・中規模工務店の上限については、 <u>補助金額に関わらず</u> 1戸とします。【別表6-2】参照	・中規模工務店の上限については、1戸とします。【別表6-2】参照	修正	2018/8/9
1-13	2. 5. 1 <表2-2 補助対象外費用（例）> 2. 工事費	インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費（ <u>木造住宅の場合</u> ）・住宅部分の工事費（ <u>木造建築物の場合</u> ）	インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費	追記 (一部)	2018/8/9
1-13	2. 5. 1 <表2-2 補助対象外費用（例）> 5. 他の補助金	国庫補助が含まれる他の補助金制度の対象となっているもの（補助対象外費用部分に切り分け可能なもののみ併用可能。本事業の補助対象と重複しているものは併用不可。） 地方公共団体等の補助金制度を利用しているもの <u>のうち</u> 、補助金相当額の部分	国庫補助が含まれる他の補助金制度の対象となっているもの（補助対象外に切り分け可能なもののみ。本事業の補助対象と重複しているものは不可。） 地方公共団体等の補助金制度を利用しているものの補助金相当額の部分	修正	2018/8/9
1-13 ~14	2. 5. 1 補助対象となる建築 工事費の留意点	・高効率給湯器等の補助・・・・・・これらを補助対象経費から除く事ができない（ <u>どちらかの補助を受けられなくなる</u> ）ので注意してください。 ・建築主が自ら購入したもの・・・・・・補助の要件となっている設備を補助対象から外すことができない（ <u>補助を受けられなくなる</u> ）ので、ご注意ください。	・高効率給湯器等の補助・・・・・・これらを補助対象経費から除く事ができないので注意してください。 ・建築主が自ら購入したもの・・・・・・補助の要件となっている設備を補助対象から外すことができませんので、ご注意ください。	追記	2018/8/9
1-14	2. 5. 2 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の経費	<u>ただし、新築（請負）の場合は、「2. 5. 1長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上認定住宅）及び優良建築物型の経費について」と同様の費用によることも出来ます。</u> 詳しくは、マニュアル第4章を確認してください。	詳しくは、マニュアル第3章を確認してください。	修正	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
1-15	3. 1. 2 申請の制限	施工事業者が複数のグループの構成員として所属することは可能ですが、施工事業者が補助を受けられる（交付申請できる）グループ数は1グループのみとします。 また、・・・・・・補助金交付申請を制限します。	施工事業者が複数のグループの構成員として所属することは可能ですが、施工事業者が補助を受けられる（交付申請できる）グループ数は1グループとします。 また、・・・・・・補助金交付申請を制限します。	修正	2018/8/9
1-16	3. 1. 3 共同事業実施規約等 について	補助額は、 実施支援室が完了実績報告の内容を 適切と認めた後に施工事業者（補助事業者）に送付する「額の確定通知書」に記載された「確定補助額」です。 なお、売買契約による住宅は、交付申請時には買主が決定していないことが あるため 、誓約書を交付申請時に提出していただきます。誓約書に おいて は、買主が決定したら共同事業実施規約（様式3-3）を締結することなどを誓約していただきます。	補助額は、 完了実績報告の提出を受け、実施支援室が適切と認めた後に 施工事業者（補助事業者）に送付する「額の確定通知書」に記載されている「確定補助額」です。 なお、売買契約による住宅は、交付申請時には買主が決定していないことがあることから、誓約書を交付申請時に提出していただきます。誓約書には、買主が決定したら共同事業実施規約（様式3-3）を締結することなどを誓約していただきます。	修正	2018/8/9
1-17	3. 4 補助金交付申請及び 完了実績報告の受付 期間 (1)	交付申請の受付期間は、下記の通り、平成30年8月 9日 から平成30年12月28日までの間で6期に分けて受け付けます。（現在の予定であり、今後変更の場合があります。） ----- 第1期 平成30年8月 9日(木) から 平成30年8月 20日(月) まで（必着） ----- ※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年8月 9日 から平成30年12月28日までの間で随時受付とします。	交付申請の受付期間は、下記のとおり、平成30年8月 6日 から平成30年12月28日までの間で6期に分けて受け付けます。（現在の予定であり、今後変更の場合があります。） ----- 第1期 平成30年8月 6日(月) から 平成30年8月 10日(金) まで（必着） ----- ※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年8月 6日 から平成30年12月28日までの間で随時受付とします。	変更	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
2-3	【B】交付申請者（施工事業者）が対象住宅毎に作成し提出する書類 ⑤補助金交付申請登録証	（この書類は、グループ事務局が申請ツールに <u>登録して</u> 印刷します）	（この書類は、グループ事務局が申請ツールから印刷します。）	修正	2018/8/9
2-4	3.2 補助金交付申請の提出書類 （提出書類に関する注意事項） 共通事項（6）	交付申請書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、 重大な 不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、交付申請書類を <u>受付せずに着払いにて返却</u> します。	交付申請書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、交付申請書類を返却します。	追記	2018/8/9
2-5	提出書類 ④平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書（様式2）	・ <u>建築主名は、工事請負契約書と同一の者としてください。工事請負契約書の建築主が連名の場合は、交付申請書、共同事業実施規約（様式3）も連名となり、申請ツールの登録も連名となります。</u>	—	追記	2018/8/9
2-5	⑨平成30年度地域型住宅グリーン化事業（長寿命型）共同事業実施規約（様式3）	・それぞれの押印について、建築主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印とし、 <u>実印による場合は、印鑑登録証明書の原本（3ヶ月以内に発行されたもの）も一緒に提出してください。</u> 施工事業者は様式2、グループ代表者は様式1の印と同じものを使用していただきます。	・それぞれの押印について、建築主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印とし、施工事業者は様式2、グループ代表者は様式1の印と同じものを使用していただきます。	修正	2018/8/9
		・ <u>建築主名は、工事請負契約書と同一の者としてください。工事請負契約書の建築主が連名の場合は、共同事業実施規約も連名となり、申請ツールの登録も連名となります。</u>	—	追記	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
2-10	【B】補助事業者（施工事業者）が対象住宅毎に作成し提出する書類	二	（提出書類欄の凡例） ※認定とは・・・長寿命型（長期優良住宅）は、「 <u>長期優良住宅建築等計画の認定</u> 」の こと 高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）は、「 <u>認定低炭素建築物の認定</u> 」又は「 <u>性能向上計画認定</u> 」の こと	削除	2018/8/9
2-10	4.2 完了実績報告の提出書類 （提出書類に関する注意事項） 共通事項（6）	完了実績報告書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、 重大な 不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、完了実績報告書類を 受付せずに着払いにて 返却します。	完了実績報告書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、完了実績報告書類を着払いにて返却します。	追記	2018/8/9
2-11	提出書類 ④ 平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業補助金完了実績報告書（様式 10）	・ 売買契約による住宅の場合、買主名は、売買契約書と同一の者としてください。売買契約書の買主が連名の場合は、完了実績報告書、共同事業実施規約（様式 3-3）も連名となりとなります。	—	追記	2018/8/9
	⑧ 平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約（様式 3-3）	・ 売買契約による住宅の場合、買主名は、売買契約書と同一の者としてください。売買契約書の買主が連名の場合は、共同事業実施規約も連名となりとなります。	—	追記	2018/8/9
		・それぞれの押印について、買主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の売買契約書と同一の印鑑による押印とし、 実印による場合は、印鑑登録証明書の原本（3ヶ月以内に発行されたもの）も一緒に提出してください。 施工事業者は様式 10、グループ代表者は様式 9 の印と同じものを使用していただきます。	・それぞれの押印について、買主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の売買契約書と同一の印鑑による押印とし施工事業者は様式 10、グループ代表者は様式 9 の印と同じものを使用していただきます。	追加	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
5-2	【B】交付申請者（施工事業者）が対象住宅毎に作成し提出する書類 ⑤補助金交付申請登録証	（この書類は、グループ事務局が申請ツールに <u>登録して</u> 印刷します）	（この書類は、グループ事務局が申請ツールから印刷します。）	修正	2018/8/9
5-3	3.2 補助金交付申請の提出書類 （提出書類に関する注意事項） 共通事項（6）	交付申請書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、 重大な 不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、交付申請書類を <u>受付せずに着払いにて返却</u> します。	交付申請書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、交付申請書類を返却します。	追記	2018/8/9
5-4	提出書類 ④ 平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書（様式 2）	・ <u>建築主名は、工事請負契約書と同一の者としてください。工事請負契約書の建築主が連名の場合は、交付申請書、共同事業実施規約も連名となり、申請ツールの登録も連名となります。</u>	二	追記	2018/8/9
5-5	⑧ 平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約（様式 3）	・それぞれの押印について、建築主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印とし、 <u>実印による場合は、印鑑登録証明書の原本（3ヶ月以内に発行されたもの）も一緒に提出してください。</u> 施工事業者は様式 2、グループ代表者は様式 1 の印と同じものを使用していただきます。	・それぞれの押印について、建築主の印については、印鑑の証明ができる実印又は住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印とし、施工事業者は様式 2、グループ代表者は様式 1 の印と同じものを使用していただきます。	追加	2018/8/9
		・ <u>建築主名は、工事請負契約書と同一の者としてください。工事請負契約書の建築主が連名の場合は、共同事業実施規約も連名となり、申請ツールの登録も連名となります。</u>	一	追記	2018/8/9
5-9	⑭	⑭に該当する場合を除き、1)、2)、3) の何れを選択しても <u>対象</u>	⑭に該当しない場合)	修正	2018/8/9

ページ (変更後)	項目	変更後（確定版）	変更前（暫定版）	対応	更新日
5-10	4.2 完了実績報告 の提出書類 (提出書類に関する 注意事項) 共通事項 (6)	完了実績報告書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合 や、 重大な 不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、 完了実績報告書類を 受付せずに着払いにて 返却します。	完了実績報告書類が、手続きマニュアル等に従っていない場合 や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、完了実 績報告書類を返却します。	追記	2018/8/9